

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業
業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年（2025年）5月

草加市

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

目次

1	名称	・ ・ ・ ・ 1
2	業務概要	・ ・ ・ ・ 1
3	履行期間	・ ・ ・ ・ 1
4	業務規模	・ ・ ・ ・ 1
5	参加資格	・ ・ ・ ・ 1
6	スケジュール	・ ・ ・ ・ 2
7	参加表明書の提出及び書類審査	・ ・ ・ ・ 2
8	提案書の提出要請	・ ・ ・ ・ 3
9	提案書の提出	・ ・ ・ ・ 3
10	提案に関する質問及び回答	・ ・ ・ ・ 4
11	プレゼンテーションの実施	・ ・ ・ ・ 4
12	受注候補者の選定	・ ・ ・ ・ 4
13	契約の締結	・ ・ ・ ・ 5
14	提案書等の無効	・ ・ ・ ・ 5
15	その他	・ ・ ・ ・ 5
16	事務担当部署	・ ・ ・ ・ 6
別表（選定基準）		
様式		

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業
業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 名称

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業業務委託

2 業務概要

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業業務実施に際し、本業務を委託することで、効率的に業務を実施することを目的とします。

業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務規模

本業務の上限価格は、4,331,800円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

5 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす草加市内に事業所を置く単体事業者又は複数事業者で構成する共同事業体（構成する事業者の50%以上が草加市内に事業所を置く事業者。以下「共同事業体」といいます。）とします。

- (1) 直近5年以内に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した、高齢・障がい・こども・生活困窮の分野等の福祉若しくは地域づくり又はコミュニティ形成に関わる事業等ソフト事業のまちづくりに関連する業務について、受注実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告の日から選定結果通知の日までの期間に、草加市の指名停止等の処置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。
- (5) 法人格を有していること。なお、共同事業体の場合は次の全てを満たすこと。
 - ア 共同事業体を構成する各事業者等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ(2)から(4)までの要件を満たしていること。
 - イ 共同事業体の構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
 - ウ 共同事業体の構成員が担当の法人又は本事業における他の共同事業体の構成員として参加するものでないこと。

6 スケジュール

(1) 質問提出期限

令和7年（2025年）6月11日（水）

(2) 質問回答

令和7年（2025年）6月16日（月）

(3) 参加表明期限

令和7年（2025年）6月18日（水）

(3) 提案書・見積書提出期限

令和7年（2025年）7月16日（水）

(4) プレゼンテーション

令和7年（2025年）7月30日（水）

※時間、場所等は、対象となるプレゼンテーション参加事業者に別途通知します。

(5) 受注候補者決定

令和7年（2025年）8月中旬

7 参加表明書の提出及び書類審査

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、書類審査を受けるものとします。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1-1）

② 参加表明書（様式1-2）（共同事業体として参加を希望する場合に使用）

③ 会社概要（様式2）

④ 業務実績（様式3）

国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した、福祉、地域づくり又はまちづくりに関連する事業の業務のうち、3件まで記載できるものとします。複数の業務を一括して受注した場合、各業務としてではなく、1つの業務として記載します。同一発注者の業務については、主要なものを1件記載するものとします。記載した業務については、それを証する契約書、仕様書等の写しを添付してください。

⑤ 共同事業体においては、5(5)イに定める協定書等の書類

(2) 提出部数

正本1部、副本12部（正本は原本、副本は写し）

ただし、「(1) 提出書類」の⑤については、正本1部のみとする。

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和7年（2025年）6月18日（水）午後5時まで

(5) 受付時間

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(6) 書類審査

叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表に定める選定基準により、上記(1)の書類審査を実施します。

通知書は令和7年（2025年）7月4日（金）までに発送する予定です。

8 提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認し、書面により提案書の提出を要請します。

なお、参加表明書を提出する業者が多数あった場合には、選定委員会において、別表に定める選定基準により7(1)の書類審査を実施し、提案者を制限することがあります。この場合、提案者とならなかった者には、書面によりその旨を通知します。

9 提案書の提出

上記8により提案書の提出を要請された業者は、次のとおり提案書等を提出するものとします。

(1) 提出書類

① 提案書（様式4）

② 提案の詳細（任意様式）

別に示した仕様書を参照の上、別表の選定基準の各項目に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。

形式は、A4サイズ、横書き、フォントサイズを12ポイントとし（図式は除く。）、20ページ以内（表紙、目次は除く。）とし、簡潔で分かりやすい記述としてください。

③ 工程表（様式5）

④ 配置予定者調書（様式6）

責任者、地域づくり担当者、参加支援担当者について、担当者ごとに作成してください。業務実績については、本業務に活かせる実績、担当区分・業務内容との関連性が分かるように記載してください。記載した業務については、それを証する契約書、仕様書等の写しを添付してください。

⑤ 価格提案書（様式7）

項目ごとの金額を明示した内訳を作成し、添付してください。

なお、内訳については、地域づくり及び参加支援の事業毎に積算してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本12部（正本は原本、副本は写し）

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時まで

(5) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

10 提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式 8）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「叶え合う支援のための公民連携プラットフォーム構築等事業業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

(2) 受付期間

令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）午後 5 時まで（土・日・祝を除く。）

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、参加表明書を提出した全事業者に対し、令和 7 年 6 月 16 日（月）までに電子メールで回答する予定です。

この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や仕様書、様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

11 プレゼンテーションの実施

提出した提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

令和 7 年 7 月 30 日（水）

※時間、場所等は、参加対象となる業者に別途通知します。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とします。

原則として代表者、業務責任者、従業員等とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

(3) 持ち時間

機器の接続、質疑応答 10 分程度を含め、40 分以内を予定しています。

なお、持ち時間は参加する業者数により、変更する場合があります。

(4) その他

プレゼンテーションは提出した提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

12 受注候補者の選定

選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を受注候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が、選定委員会が定める基準点に満たなかった場合は、受注候補者を選定

せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

(1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

(2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

(3) 評価点数の合計が同一となった場合

提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数の合計が同一となった場合は、次の順序で上位の者をプロポーザルの上位者とします。

- ① 別表「4 特定テーマに対する提案」の点数の合計が高い者
- ② 評価項目に「無（0点）」がない者
- ③ 価格提案の金額が低い者

13 契約の締結

上記12で選定された者と契約締結の交渉を行います。契約が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案した全ての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではありません。契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定します。

14 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

15 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等について、受注候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (5) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。
- (6) 配置予定者調書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由によ

り変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者としてください。

(7) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。

16 担当部署

草加市福祉部福祉政策課つながり推進係 與島、中山

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

草加市役所本庁舎2階

TEL：048-922-1024（直通）

FAX：048-922-1066

電子メール：fukushiseisaku@city.soka.saitama.jp

※ 本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。仕様書、各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードしてください。